

鶴岡市内事業者各位

令和4年度鶴岡市消費喚起対策事業
参加店舗募集について

平素より各事業者様におかれましては、地域振興の一役を担って頂き、日々のご尽力に深く感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた鶴岡市内の中小・小規模店等の売上回復を図る為、**「鶴岡市プレミアム付商品券」**を発行することとなりました。

つきましては、添付の資料をご覧ください、是非とも取扱店舗としてのご登録の程何卒宜しくお願い申し上げます。

<参加条件>

鶴岡市内に店舗を有している中小・小規模事業者であること

対象外となる店舗

- ・大手チェーン店（※）、コンビニエンスストア、ドラッグストア、
- ・性風俗関連特殊営業などの、〔風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律〕第2条に規定するもの。
- ・暴力団員が役員または代表者として実質的に管理している団体公序良俗に反する営業を行う店舗
- ・その他、事務局が不相当と認める店舗

※大手チェーンの定義

（定義1）及び（定義2）の両方に当てはまるもの

定義1

中小企業基本法に基づく定義について（下記2点ともに該当するものは大企業）

- ・資本金の額がサービス・小売業で5,000万円、卸売業で1億円、その他の業種で3億円を超えるもの
- ・常時使用する従業員の数が、小売業で50人、サービス・卸売業で100人、その他業種で、300人を超えるもの

定義2

事務所・店舗数について

- ・単一資本で11以上の店舗を直接経営・管理するとともに、山形県外にも事業所、店舗を有していること

商品券の利用対象にならないもの

- ・出資や債務の支払い（税金・振込手数料・電気・ガス・水道料金など）
- ・金・プラチナ・有価証券・商品券などの換金性の高いもの
- ・たばこ事業法に規定する製造たばこ
- ・事業活動に伴って使用する原材料
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

お問い合わせ

鶴岡市プレミアム付商品券事務局

〒997-0031 鶴岡市錦町3番35号 第12庄交ビル

TEL 0235-26-8298 FAX 0235-26-8299

参加店お申し込み方法について

参加店舗登録につきましては、8月1日（月）より承ります。

①または②の方法でお申し込みください。

①ホームページよりお申し込み（推奨）

<https://www.tsuruoka-premium.jp/tenant/>

*ホームページは、8月1日より運用を開始いたします。



②事務局にて代行入力

同封のチラシ裏面に必要事項を記載していただき、郵便またはFAXにて事務局までお送りください。

参加店舗様の説明会について

参加をご検討いただいている事業者の皆様へ、下記のとおり説明会を開催いたします。

説明会期日：8月4日（木） 出羽庄内国際村

①10:00～ ②14:00～

*満席の場合は、入場をお断りする場合がございます。

ホームページでも、事業者様用の説明動画を掲載いたします。簡単な流れや店舗管理画面についてご説明しておりますのでご覧ください。※8月1日以降掲載予定

<https://www.tsuruoka-premium.jp/>



申し込み後のスケジュールについて

8月中旬～8月下旬	ホームページ上で、参加店の告知
8月下旬～9月上旬	事務局より事業開始用スターターキット送付
キット内容	{ * 電子版用QRコード・参加店舗マニュアル・紙版用精算伝票・事務局宛送付表・ポスター・参加店舗ステッカー 等 }
9月12日	電子版利用開始
10月11日	紙版利用開始
12月12日	電子版・紙版利用期間終了